

## EVENT

### シンポジウム 「SNSと人権～民主主義の現在地」

2026年 3月21日

3月21日、県立のじぎく会館でシンポジウム「SNSと人権～民主主義の現在地」を開催しました。第1部では県の人権推進室より新設された条例と権利救済の取組の報告がなされ、次いで木村裕介弁護士より発信者情報開示の事案報告及び解説がありました。第2部では山本龍彦教授（慶應義塾大学）の基調講演ののち、坂本団弁護士（大阪）、塚田哲之教授（神戸学院大学）を交えてパネルディスカッションを行いました。昨今の選挙等におけるSNSの影響から国民の関心は高く、長時間でしたが参加者は皆さん非常に熱心に聞いておられました。



## EVENT

### 「僕たちの未来の選択Ⅲ スパイ防止法は私たちの日常をどう変えるのか？ ～私たちの望む社会のカタチを考えよう！～」

2026年 3月28日

3月28日に第二東京弁護士会の海渡雄一弁護士をお招きして、スパイ防止法案に関する学習会を行いました。学習会の合間には、参加者の皆さん同士でスパイ防止法を持つイメージや、講演を聞いてどう感じたか、若い世代の人々がどのように生きられる社会が望ましいか、等について活発な意見交換が行われました。海渡弁護士のお話からも、ご参加いただいた市民の皆様からも、多くを学べた大変有意義な学習会となりました。



## EVENT

### 遺言の日記念行事

2026年 4月15日

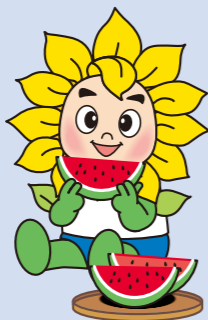
4月15日（水）午後1時～午後3時、弁護士会館4階講堂にて、「遺言の日」記念行事を開催しました。桂福丸さんによる落語で場を暖めていただき、その後、当会弁護士による遺言・相続に関するクイズと無料法律相談会を実施しました。多数のご来場をありがとうございました。



## EVENT 予告

### 夏季特別企画「弁護士に会ってみよう」 7月21日（火）～8月28日（金）

弁護士の仕事に興味、関心がある中学生・高校生・大学生・専門学校生の方を対象に、弁護士が直接お会いし、弁護士の仕事ややりがい、弁護士になるための方法などについてお話しします。将来の職業として弁護士を考えている方だけでなく、弁護士の仕事や活動を知りたいという方にも、弁護士をより身近に感じ、その仕事をより具体的にイメージすることができる機会となりますので、ぜひご参加ください。お申込方法等詳細は兵庫県弁護士会ウェブサイトでご案内しています。



兵庫県弁護士会  
イメージキャラクター  
ヒマリオン Since2001

### 姫路支部 市民法律講座

姫路支部では市民の方に法律を身近に知っていただくべく、年6回、市民法律講座を実施しております。5月16日（土）には、是澤雄一弁護士による令和8年度市民法律講座「第1回 いま考えておきたい遺言のこと」が開催されました。7月11日（土）には、「遺産分割～遺産分割協議の進め方～」と題して平田元秀弁護士が解説します。遺産分割は「何から手をつければいいのか」が分かりにくい手続です。今回は、協議前に準備しておくべきポイントから、話し合いをスムーズに進めるコツまで、実務経験に基づき、身近な言葉で丁寧にお話します。やるべきことがすっきりと整理される内容。是非ご参加下さい。年間予定はこちらから▶



## こんなときは兵庫県弁護士会へ

兵庫県弁護士会では、様々な窓口を設け、市民の皆様のご要望にお応えしています。

兵庫県弁護士会

検索

訴えられたとき



裁判等の当事者対象の無料相談

民事・家事事件当番弁護士  
078-341-5000

兵庫県弁護士会公式SNS



法律相談したい

総合法律センター

神戸  
078-341-1717  
西播磨  
079-286-8222  
阪神・伊丹・川西・宝塚  
06-4869-7613  
北播磨・山崎・南たじま・明石・淡路・丹波  
078-351-1233

中小企業相談



売掛金の回収や事業承継など  
中小企業にまつわる無料相談窓口  
ひまわり中小企業センター  
0570-001-240

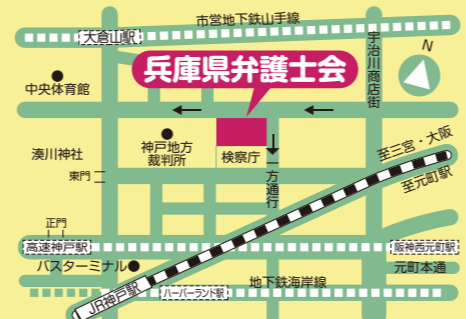
どの窓口かわからない場合でも  
まずは、兵庫県弁護士会まで  
お電話ください。

兵庫県弁護士会

〒650-0016  
神戸市中央区橘通1-4-3

TEL:078-341-7061

兵庫県弁護士会  
イメージキャラクター  
ヒマリオン  
Since2001



## 神戸市薬剤師会 安田理恵子会長に聞く 気軽に相談できる“顔の見える”薬剤師・弁護士を目指して



神戸市薬剤師会  
会長

### 安田 理恵子 氏

(やすだ りえこ)  
兵庫県丹波篠山市生まれ。  
薬局レオファーマシー取締役。神戸市薬剤師会会長、  
兵庫県薬剤師会常務理事、政令指定都市薬剤師会代表。

神戸市内に勤務または在住の薬剤師から成る「神戸市薬剤師会」では、医薬品の供給と安全な使用、公衆衛生の向上、市民の健康的な生活のサポートなど、様々な活動を行っています。国が医薬分業を本格的に推進した1990年以降、院外処方を行う調剤薬局が増え、今では地域の健康相談窓口の役割も担っています。

安田理恵子会長に、薬剤師会の活動や薬局の現状、弁護士会へのメッセージなどを聞きました。

▶神戸市薬剤師会について教えてください。会員数はどのくらいですか？

安田 会員数は現在1500名です。薬局を経営している薬剤師、薬局の責任者となる管理薬剤師の他、勤務の薬剤師も個人で入会されています。ご家庭の事情などで仕事を離れているけれど研鑽を続けたいという人も継続して会員になっています。薬局の店舗数としては約650ですね。

▶医療の発達とともに薬剤も日々進化していると聞きます。

安田 薬剤のルールがどんどん変わるので常に勉強が必要です。医薬品の勉強だけでなく、治療のガイドラインが変われば、それに沿った薬物療法を目指さないといけない。そういったことも併せて習得する必要があります。

▶会員への研修会なども行っているんですね。

安田 薬剤師会には様々な事業部があり、研修部等で保健医療全般に関する幅広い知識をもった薬局・薬剤師を育成するため、医療保険についての研修や医療・薬学に関する教育を行っています。会の目的として、会員の利益を図ることを第一に、薬剤師としての知

識の向上、職能の向上と拡充を目指しています。今は健康増進支援といったことも薬剤師に求められるようになり、医療や治療に入る以前の自分の体の状態を知るというお手伝いも行っています。そのような「予防・未病」の部分も担当しています。

▶具体的にはどういった活動をなさっているのですか？

安田 神戸市と連携して「フレイルチェック」を積極的に行っています。フレイルとは、年齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護の一手手前、健康と要介護の間の状態のことです。自分の体のどこが弱ってきているかに気づいて予防に取り組むことで、フレイルの進行を遅らせ健康を保つことができます。例えば、エスカレーターでなく階段を使いましょうとか、もう少し歩く距離を増やしましょうとか、食事に関してお肉も必要ですよとか。そういう気づきを促すことで改善を図ることができます。健康体操や予防運動にもつなげています。

▶具体的にどんなイベントを開催されていますか？

安田 薬剤師会主催のイベントのほか、地域イベントの一角にブースを設けてフレイルチェックを行うなど、いろいろなところで実施しています。昨年12月には県民公開講座「はじめよう！健康増進～薬剤師と一緒にからだの声を聞いてみよう～」にて、NHKの第10代体操のお



## くらしの法律相談

### 賃貸ビルで漏水事故 誰に損害賠償求める？— 早い段階で専門家に相談を

**Q** ビルの一室を借りて喫茶店を営んでいます。当ビルの内装工事を請け負う事業者の下請け業者が雇っている職人のミスで漏水事故が起き、当店も損害を被りました。誰に損害の賠償を求めることができますか。

**A** 工事中に下請け業者の職人の故意・過失によって第三者に損害を与えてしまった場合、当該職人は不法行為責任(民法709条)を負うので、当該職人に対して損害賠償を請求することができます。また、職人を雇用している下請け業者自体も、使用者責任(民法715条)を負うことになるため、損害賠償を請求することが可能です。さらに職人を現場で指揮・監督している元請業者については、第三者に対し使用者責任を負うことがあります。使用者責任が認められるためには「使用関係」が存在する必要があります。使用関係が存在するか否かについては、必ずしも雇用関係が存在する必要はなく、実質的に使用者が被用者を「指揮監督する」という関係があれば足りるとされています。

本件でも、職人は元請け業者と雇用契約を結んではいませんが、使用関係が存在するとして、元請け業者に損害賠償を求めることも可能と考えられます。結局、本件では、職人に加えて、下請け業者や元請け業者に対しても損害賠償を求めていくことになるでしょう。損害の内容は、水漏れにより汚損した財物などが考えられますが、あくまでも損害の対象となるのは当該事故と相当因果関係がある損害に限られます。

すなわち、あくまでも損害賠償の対象となるのは、事故時における財物の状態への回復であり、新品の状態へ戻すのに必要な費用ではありません。実際の裁判例でも、経過年数を考慮して減価割合をしているケースがあります。例えば、家具買い換え費用から経過年数を考慮して5割の減価分を控除し賠償額を認定している場合もあります。

本件のような水漏れの事故の場合には①誰に対して請求を行うのか②損害として何を請求するのか③損害をどのように証明するのか—について難しい問題があります。そのような事故に遭遇した場合には早い段階で専門家に相談いただくことをおすすめいたします。

執筆者：野田 健人 弁護士(神戸新聞2020年1月15日掲載)

## Topics 自転車の取締りが更に厳しく～会社側で行うべきこと～



2026年4月1日の改正道路交通法の施行により、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反=「反則行為」に交通反則通告制度(青切符)が導入され、酒気帯び運転の罰則に続き自転車の取締りが更に強化されました。

「反則行為」とは、通行区分違反、信号無視、携帯電話使用、安全運転義務違反等(傘差し運転・イヤホン使用含む)、重大な事故につながる恐れのある違反です。

中小企業においても健康志向の高まりやコスト削減の必要性から通勤や業務で従業員が自転車を利用する機会は益々増えていくと思われます。今回の厳罰化により通勤中や業務中に従業員が自転車事故を起こし、中小企業側が使用者責任(民法715条)に問われた場合、過失割合が自転車運転者に不利に認定される可能性があるため、重い損害賠償義務が課されるリスクが高まります。交通安全教育や社内規程の整備・周知、プレーキやライトの確認を含む自転車の管理、適切な保険加入など、中小企業においては自転車事故に関わる様々なリスクヘッジが労務管理において重要となります。

どのようなリスクヘッジを行うかは業種・業態によって異なることから、判断に迷われる場合はお近くの弁護士に遠慮なくお尋ねください。

## 会長就任あいさつ

皆さん、こんにちは！  
令和8年度、兵庫県弁護士会長に就任いたしました、村上英樹です。

突然ですが、皆さんは「弁護士」や「弁護士会」にどんなイメージをお持ちでしょうか?「堅苦しそう」「できれば世話になりたくない」……。もしそう思われているとしたら、そのイメージ、今日でアップデートさせてください。私たち兵庫県弁護士会は、皆さんの生活を守るための「インフラ」です。今日は、私たちが皆さんのために何ができるのか、3つのポイントでお話しします。

1つ目は、「いつでも動ける」ということ。  
例えば、刑事弁護。ご家族や友人が突然逮捕されたら、どうしますか?パニックになりますよね。  
でも、安心してください。私たちには「当番弁護士制度」があります。兵庫県弁護士会に電話一本いただければ、原則24時間以内に、弁護士が無料で接見に駆けつけます。これは、国から監督を受けない「在野(ざいや)」の法律家である私たちだからこそできる、人権を守るための重要なシステムです。

2つ目は、「困難な時こそ側にいる」ということ。  
兵庫県弁護士会は、1995年の阪神・淡路大震災以来、被災者支援の最前線に立ち続けてきました。その経験は、能登半島地震など全国の災害支援にも活かされています。  
家が壊れた、ローンどうしよう、生活が成り立たない。そんな非常時の悩みにも、私たちは法律の力で解決策を提案します。「災害復興の兵庫」としてのDNAは、令和の今も私たちの中に受け継がれています。

そして3つ目。これが一番お伝えしたいことですが、「もっと気軽に相談してほしい」ということです。  
借金、離婚、相続、あるいは職場でのトラブルや悪質商法による被害。「こんなこと相談していいのかな?」と迷う必要はありません。私たちは県内各地に相談窓口を持っていますし、今はオンラインでのアクセスも整備しています。皆さんのスマホの向こう側に、私たちがいます。

法律は、苦しい立場に置かれた人を守るための「盾」であり、未来を切り拓くための「力」です。その「力」を、もっと身近に、もっと使いやすく。何か困ったことがあったら、いつでも、兵庫県弁護士会のホームページを検索してください。私たちが力になります!

どうぞ、よろしく申し上げます!



左より、藤原唯人弁護士会広報副委員長、武部由香里同副委員長、安田会長、大原雅之弁護士会副会長、井上篤同広報委員長

**安田** ぜひお願いしたいですね。相手はお客様なのでなかなか声を上げづらい。プライバシーの保護や個人情報の保護などのルールとごっちゃになっている。正当な理由と言われてもどこまでが正当なのかかわからないので、勉強したいと思います。ハラスメント対策は、薬剤師会としても取り組まないといけないので、お力添えをいただきたいです。

▶弁護士会では中小企業向け相談会を行っていて、調剤薬局さんから「ツケで薬を買った人から、払ってもらえない」という相談を受け、解決した事例もあります。ぜひ弁護士会を利用していただければと思います。

**安田** なるほど。薬局のオーナーさんには薬剤師会のメリットを感じていただきたいので、こういう困り事の時は弁護士会に相談したらいい、といった情報も共有したいですね。

▶薬剤不足で流通が厳しい昨今、薬局の経営も大変だと思います。

**安田** 本当に厳しいです。ジェネリックメーカーの不祥事とコロナで生産と流通が厳しくなり、いまだに続いています。会員の薬局には、調剤だけに頼らない、健康増進施策などで行政とも連携しつつ地域に貢献して、生き延びる方向性を図りたいと思っています。医療費抑制の政策もあり人口減に伴い、国は調剤薬局の数は半分でいいとしており、厳しい時代になりました。医療が発展している以上、医療費抑制は難しいのですが、私たちもできる限り無駄のないよう気をつけています。例えば、患者さんのところで余っている薬を再利用したり、あちこちの医院で似たような薬をもらっている場合はまとめましょうと医師に提案したり、それは私たちの務めですね。

▶健康や病気についての相談があれば、近所の薬局に行ったらいいですね。

**安田** いつでもいらしてください。何でも気軽に相談していただけます。例えば、こんな症状だけど病院に行く必要があるのか、どこの科にかかったらいいのか、とか。市般薬も揃えていますので、すぐに受診する必要がないならこの薬で様子を見ますか、といった提案もできます。いろんな健康情報を発信しています。地域貢献として、市民向けのイベントや講座で一緒に活動できると良いですね。私たち一般人からすると、こんなことを弁護士の先生に相談していいのかなと思っていて、顔の見えるところで何かできると良いと思います。今日は良い機会をいただき、ありがとうございました。

▶こちらこそありがとうございます。地域の薬局は様々な医療情報を持っているのですね。もっと薬局の役割を知って活用していきたいと思います。

(インタビュー日 2026年3月10日)

兄さん・佐藤弘道さんの講演会をしました。ひろみちおにいさんは、名城大学薬学部特任教授で医学博士としての資格も持っています。講演会場と別にコーナーを設けて、65歳以上はフレイルチェック、64歳以下は生活習慣病の予防検診を行いました。日常でも、薬局内の待合でフレイルチェックを受けていただけるようにしています。握力やふくらはぎの周囲を測ったり、特殊なガムを使って咀嚼力を確認したりします。

▶弁護士とのお付き合いやエピソードなどはありますか?

**安田** 会としては、会員さんが調剤事故のときに助けていただいたことがあります。件数は多くないですが、何度かお世話になっています。弁護士さんは兵庫県薬剤師会に紹介してもらった場合もあれば、薬剤師の賠償保険の保険会社を通じて紹介もあります。個人的には、経営している薬局の賃貸の店舗で法外な値上げを持ち込まれたことがあり、お世話になりました。テナント入居の他の医療機関さんと話し合ってもどこに相談したらいいかわからない。会計事務所の紹介で、弁護士さんに交渉してもらい内容証明郵便を送っていただき、荒立てることなく解決しました。

▶法的な知識があれば、ご自身でもできることもあると思いますが、弁護士に頼んでよかったと思う点はありますか?

**安田** 安心感が全然違います。弁護士さんはご自分でもできますよと説明していただきましたが、私たちは、内容証明郵便や家賃の供託などの知識を持ち合わせていないので、日々の業務をしながらでは難しい。やはり、法的ルールに基づいて声を上げると相手の対応も全く違いますね。本当に助けていただきました。

▶専門分野が違うだけで同じですね。私たちも薬のことはわからないので薬剤師さんに説明してもらおうと安心します。

**安田** ちょっとした困りごとや疑問も何でも相談してくださいと、薬剤師冥利に尽きると思っています。弁護士の先生方も同じだと思いますが、いかに患者さんや地域の方に寄り添うか、どこまでお話ししていただけるかによって発揮できる力も変わってきます。

▶弁護士に期待することはありますか? また、弁護士会として何か協力できることありますか?



**安田** ハラスメント対策についてアドバイスをいただきたいですね。私たち薬剤師は、医師に比べるとカスタマーハラスメントに遭うことが多いと感じています。患者さんは、医師には診ていただいている気持ちがあり比較的トラブルは少ないようですが、体調が悪いなか長時間待つなど我慢したストレスを薬局で発散するケースがあります。患者さんから威圧されたり、大声で罵られたり、他の患者さんに絡んだり…大変な方が一定数います。多かれ少なかれ、困った経験がある薬剤師は多いと思います。薬剤師には必ず義務があり「調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」と決まっています。拒否可能な事例を明文化してほしいと厚労省に要望していますが、なかなか実現しません。また、在宅医療訪問ではセクハラに遭う危険性があります。看護師は2人で訪問できますが、薬剤師は認められていないので報酬が支払われない。2人で行けば1人分は薬局の持ち出しになってしまいます。密室なので怖いですよ。せめて自治体で補助を出してほしいと、これも声を上げているところで。

▶弁護士会で、ハラスメント対策の勉強会や相談会ができますし、薬局の「カスハラ対策基本対策方針」作成のお手伝いもできると思います。法律上の線引きがわかれば、毅然と断ることもできるようになります。